

平成30年度答申第29号  
平成30年8月3日

諮問番号 平成30年度諮問第22号（平成30年7月9日諮問）  
審査庁 国税庁長官  
事件名 法人税及び消費税の納税地指定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、国税庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から、法人税法（昭和40年法律第34号）18条1項及び消費税法（昭和63年法律第108号）23条1項に基づく法人税及び消費税の納税地の指定処分（以下「本件処分」という。）を受けたのに対し、これを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）法人税法16条は、内国法人の法人税の納税地は、その本店又は主たる事務所の所在地とする旨規定する。

同法18条1項は、同法16条の規定による納税地が法人の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不相当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官）は、同条の規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる

る旨規定する。

上記「政令で定める場合」として、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）17条は、指定されるべき納税地が同法16条の規定による納税地の所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合を規定する。

- (2) 消費税法22条は、法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、内国法人の場合、その本店又は主たる事務所の所在地とする旨規定する（同条1号）。

同法23条は、同法22条の規定による納税地が法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入れの状況からみて当該資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不相当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官）は、同条の規定にかかわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができる旨規定する。

上記「政令で定める場合」として、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）44条は、指定されるべき納税地が同法22条の規定による納税地を所轄する国税局長の管轄区域以外の地域にある場合を規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) A税務署の担当官は、E県F市aに本店を置いていた審査請求人に対し、平成28年4月6日から、税務調査を開始した。

(調査経過記録書)

- (2) 審査請求人は、上記税務調査の開始後である平成28年6月14日、本店を同年3月1日にE県F市aから東京都G地に移転したとの登記申請をし、これにより本店移転登記がなされた。

(株式会社本店移転登記申請書)

- (3) 処分庁は、平成28年12月26日付けで、審査請求人の法人税及び消費税の納税地をE県F市c-dと指定する処分（本件処分）をした。本件処分の理由は、「本店所在地には、店舗等の事業活動の拠点となる一定の場所がないこと」及び「貴法人の事業活動が事務所所在地において行われていること」である。

(法人税及び消費税の納税地指定通知書)

- (4) 審査請求人は、平成29年4月11日、審査庁に対して、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

(「不服申立書」と題する書面、審査請求書の補正書)

(5) 審査庁は、平成30年7月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分の理由として「本店所在地には、事業活動の拠点となる一定の場所がない」とするが、審査請求人は東京都G地にオフィスを借り、家賃を支払っている。また、東京都G地のオフィスにおいて、東京都の事務所であることを証明する「03」の市外局番で始まる電話及びファックスを設置している。
- (2) 本件処分において「事業の状況からみて不相当」とするが、審査請求人の税務代理人は、P税理士会に所属しているQ税理士であり、平成28年4月から平成29年3月までの注文に基づく顧客の分布割合は、H地区が11パーセント、I地からJ地までが74パーセント、東京を中心とする顧客が67パーセントを占めていることから、審査請求人が本店を東京において事業活動を行うことは、事業の状況からみて適切であり、自然である。
- (3) 本件処分において「資産の状況からみて不相当」とするが、審査請求人が所有する不動産はE県F市bに所在する土地及び建物のみであって、同不動産は「居宅」であり、店舗等の事業活動の拠点として適切な場所ではない。
- (4) 審査請求人は、本件処分において「事務所所在地」とされたE県F市c-dにおいてコールセンター業務を行っているものの、会社法(平成17年法律第86号)442条に規定する本店に備え置かなければならない決算申告書等の控えや元帳を始め、領収書や請求書等の計算書類等は一切存在せず、保管もされていない。また、本件処分以前の税務調査は、旧本店所在地のE県F市aで受けている。
- (5) 税務調査の対象となる帳簿や資料は東京にある。

(「不服申立書」と題する書面(添付資料を含む。))

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見と同旨である。

審査請求人は平成28年3月1日に東京都G地へ本店所在地を移転した旨の登記の申請を平成28年6月14日付けで行っているものの、東京都G地には審査請求人名が記載された外看板、フロア案内及びポスト等はなかったこと、東京都G地に所在するKビルを所有する法人（以下「物件の所持人」という。）の従業員は、これまでに審査請求人又は代表者と賃貸契約を結んだことはない旨答述したこと、物件の所持人は平成28年1月1日から平成29年12月31日までの期間における東京都G地のオフィスに係る審査請求人、代表者の妻又は審査請求人の取引先等のいずれとも、賃貸借契約に関する書類等はない旨回答したこと、審査請求人は取引先及び取引先金融機関に対して本店を移転した旨を通知していないこと、代表者はC税務署の担当職員に対して帳簿書類の保存及び経理をE地で行っている旨答述し、本件各確定申告書の「税理士署名押印欄」にD国税局管内の税理士が記載されている点から、審査請求人は経理及び確定申告書の作成をE地で行っていたと認められることなどから、原処分時において、東京都G地は納税地として不相当であって、審査請求人の経営実態の把握に適切とはいえない。

また、審査請求人が、不動産会社との間で取り交わしたE県F市bに所在する土地及び建物を4500万円で購入する旨の平成28年4月13日付け土地建物売買契約書の買主住所の欄にはF市cと記載されていること、審査請求人の各取引先は本店所在地の移転後においても、E県F市c-dの事務所に請求書を送付していることなどから、決算書類の保管をE県F市c-dで行っていたと認められるため、課税資料の収集が容易であって、適正な課税処分を行うにふさわしい納税地はE県F市c-dと認められる。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

##### (1) 納税地指定の趣旨

審査請求人の法人税及び消費税の納税地は、法人税法16条及び消費税法22条によれば本店所在地となるが、本件処分は、法人税法18条1項及び消費税法23条1項により、国税庁長官が、その納税地が法人の事業又は資産の状況からみて法人税及び消費税の納税地として不相当であると認め、納税地の指定を行ったものである。

上記納税地指定の趣旨は、本店所在地が当該法人の経営実態の把握に適切とはいえない場合があり、その事業の状況により課税資料の収集が容易であって、適正な課税処分を行うにふさわしい土地を特に納税地として定め、その土地を管轄する税務署長において、当該法人の課税関係を適正かつ円滑に処理することを目的としているものと解される。

本件処分当時、審査請求人の本店は東京都G地に置かれていた。審査請求人は、平成28年6月14日、本店を同年3月1日にE県F市aから東京都G地に移転したとして登記申請し、これにより本店所在地（以下「本件本店所在地」という。）の登記がされている。

一方、本件処分で指定された納税地は、E県F市c-dである。

## (2) 本件において認定できる事実

ア 本件本店所在地である「東京都G地」に関し、以下の事実が認められる。

① 同住所には、「Kビル」という名称の建物が存在するが、同建物には審査請求人を表示する外看板、フロア案内、郵便受け等はなく、同建物内において審査請求人の事業活動が行われていることを示すものはなかったこと。

（納税地指定法人調査表（指定に関する意見）、調査経過記録書）

② 審査請求人は本店の電話番号を「03-f-g」と称するが、同電話の契約者はR社であるところ、B税務署の調査担当官が同電話番号に電話した際対応した「S」と称する者は、審査請求人の本店の住所の部屋番号について「調べて連絡する。」などと応答し、電話を受けている場所について「公開していない事務所なので言えない。」などと答えたこと。

（電話関係事項回答書（平成30年3月12日付け）、調査経過記録書）

③ その後、B税務署の調査担当官が上記電話番号に電話したところ、上記「S」は本店の住所の部屋番号をe号室であると述べたが、審査請求人が上記建物のe号室を賃借したことはないこと。

（調査経過記録書、物件提出依頼回答書（平成30年4月20日付け））

以上の事実によれば、本件本店所在地に審査請求人の事務所や店舗等は存在せず、本店の電話番号も本件本店所在地に設置されたものではなく、本件本店所在地に事業活動の拠点は存在しないというほかない。

イ 一方、指定納税地である「E県F市c-d」に関し、以下の事実が認

められる。

- ① 審査請求人のホームページには、会社の所在地として「E県F市c」、電話番号として「h-i-j」と表示されていること。

(Xのホームページ(平成28年11月22日現在))

- ② 審査請求人の取引先は、上記指定納税地の住所を審査請求人の所在地と認識しており、審査請求人との取引で電話する時には「h-i-j」の番号に電話し、上記住所に宛てて請求書を送付していたもので、これは審査請求人が本店を移転した前後で何ら変わりはなかったこと。

(質問応答記録書(A税務署財務事務官作成、平成30年1月10日付け)、質問応答記録書(A税務署財務事務官作成、平成29年12月21日付け)、質問応答記録書(B税務署財務事務官作成、平成29年6月8日付け)、質問応答記録書(A税務署財務事務官作成、平成29年12月6日付け))

- ③ E県F市cに所在する建物のd号室の郵便受けには審査請求人の名称が表示されていること。

(調査経過記録書)

### (3) 本件の納税地

上記(2)のとおり、審査請求人の本店は事業活動の拠点となっていたとはいえ、本件本店所在地は審査請求人の経営実態の把握に適切ではない。一方、指定納税地は、審査請求人の事業活動の拠点となっていたと評価することができ、審査請求人の代表取締役がE県F市内に居住していること、審査請求人は平成28年10月31日にA税務署長に対し納税地を東京都G地に移転する異動届出書を提出したものの、同年12月5日にC税務署長に対し連絡先をE県F市cとする異動届出書を提出していることも併せ考慮すると、指定納税地において課税資料の収集が容易であり、適正な課税処分を行うにふさわしい土地は指定納税地であるといえる。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 尚 浩  
委 員 交 告 史